

住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業【経済産業省】及び
断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO₂加速化支援事業【環境省】
の内容について
(令和4年12月1日時点)

令和4年12月1日
経済産業省製造産業局生活製品課
住宅産業室
環境省地球環境局地球温暖化対策課
地球温暖化対策事業室

目次

I. 補助対象事業.....	- 1 -
1. 補助対象事業.....	- 1 -
2. 補助対象期間.....	- 1 -
II. 改修後の窓の性能.....	- 2 -
III. 補助額等.....	- 3 -
IV. 申請方法等.....	- 5 -
1. 事業の全体像.....	- 5 -
2. 申請者（補助事業者）.....	- 5 -
3. 事業者登録.....	- 7 -
4. 交付申請時期.....	- 7 -
5. 交付申請期間.....	- 7 -
6. 補助金の還元.....	- 8 -
V. 提出書類.....	- 8 -
1. 事業者登録.....	- 8 -
2. 交付申請.....	- 8 -
3. 提出先.....	- 9 -
VI. 問い合わせ先.....	- 9 -
VII. 今後の予定.....	- 9 -

※ 本資料は令和4年12月1日時点のものです。今後修正を加えたものは経済産業省及び環境省のホームページ等において公表します。

**住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業【経済産業省】及び
断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO₂加速化支援事業【環境省】
の内容について
(令和4年12月1日時点)**

I. 補助対象事業

本事業の申請は、住宅所有者等（一般消費者）の為に、住宅のリフォーム工事施工業者（以下、「リフォーム事業者」という。）が行います。（P5参照）

1. 補助対象事業

以下に該当する事業を補助対象とします。

○住宅所有者等^{※1}がリフォーム事業者に工事を発注（工事請負契約^{※2}）して実施するリフォーム工事。

※1 住宅所有者等とは、本事業にてリフォームする住宅の所有者（法人を含む）、居住者又は管理組合・管理組合法人をいいます。

※2 工事請負契約等が結ばれない工事は対象外となります。

2. 補助対象期間

以下の期間内に契約及び工事を行うものを対象とします。ただし、別途定める期間内に申請が可能なものに限りします。

（1）工事請負契約

令和4年11月8日から令和5年12月31日までに工事請負契約^{※1}を締結したものを対象とします。

※1 令和4年11月7日までに請負契約を締結した工事の変更契約は除きます。

（2）工事の実施

別途定める事業者登録^{※2}の後に工事を着工^{※3}し、令和5年12月31日までに工事が完了するものを対象とします。

※2 事業者登録申請日以降の着工であること。

※3 工事請負契約後に行われる工事であること。

3. こどもエコすまい支援事業等との関係

本事業は、「こどもエコすまい支援事業（国土交通省）」及び「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業（経済産業省）」と連携し、3省事業における申請のワンストップ対応を予定しています。「こどもエコすまい支援事業」及び「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業」の詳細は各事業の制度の内容等を参照してください。

Ⅱ. 改修後の窓の性能

- 「Ⅰ. 補助対象事業」を満たすもののうち、改修後の窓の性能が、対象住宅の種類に応じて下表に掲げる熱貫流率^{※1}の基準を満たすものについて、補助金交付の対象となります。
- なお、申請する際には、対象工事に関する証明書等^{※2}が必要になります。
- 同一の住宅について、下表に掲げる性能等を満たすリフォーム工事を複数回行う場合、複数回の申請を行うことが可能です。なお、一つの窓に対し、複数回の改修を行うことはできません。
- 本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度については、原則として、本事業との併用はできません。なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。具体的な内容は別紙のとおりです。

住宅の種別	ガラス交換 ^{※3}	内窓設置 ^{※4}	外窓交換 (カバー工法 ^{※5})	外窓交換 (はつり工法)
戸建住宅および 低層集合住宅 ^{※6}	Uw1.9 以下	Uw1.9 以下	Uw1.9 以下	Uw1.9 以下
中高層集合住宅 ^{※7}	Uw1.9 以下	Uw1.9 以下	Uw2.3 以下	Uw1.9 以下

※1 国立研究開発法人建築研究所が公表する「平成 28 年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報（住宅）」の「2. エネルギー消費性能の算定方法 2.1 算定方法 第三章 暖冷房負荷と外皮性能 第三節 熱貫流率及び線熱貫流率 5. 部位の熱貫流率 5.2 開口部 5.2.4 大部分が透明材料で構成されている開口部（窓等）又は大部分が不透明材料で構成されている開口部ⁱ（ドア等）の熱貫流率」（令和 4 年 9 月更新）に基づき、開口部の熱貫流率は、JIS A 2102-1 などによる方法の他、当該窓の仕様に応じて付録 B で定める熱貫流率の値によることもできます。

※2 性能証明書（本事業実施のために新たに定めるもの）及び工事写真（工事前後）

※3 既存窓のガラスのみを取り外し、既存窓枠をそのまま利用して、複層ガラス等に交換するものをいいます。

※4 既存窓の内側に新たに窓を新設するもの、及び既存の内窓を取り除き新たな内窓に交換するものをいいます。

※5 既存窓のガラスを取り外し、既存窓枠の上から新たな窓枠を覆い被せて取り付け、複層ガラス等に交換する工法をいいます。

※6 3 階建以下の集合住宅をいいます。

※7 4 階建以上の集合住宅をいいます。

Ⅲ. 補助額等

1. 補助額の算定方法

補助額は、対象となるリフォーム工事に応じて、次の2.(1)(2)における補助額の合計とします。

また、複数回の申請を行う場合でも、1戸あたりの補助額の上限は、下に示すとおりとし、1申請あたり2.(1)(2)の合計補助額が5万円未満の場合は申請できません。

✓ 1戸あたりの上限補助額：2,000,000円

2. 対象住宅のタイプ毎の補助額

補助単価は、次の(1)(2)の対象住宅のタイプに応じ、窓の大きさの区分及び改修方法に基づいて定める下表に示す補助額とします。

1つの住宅における合計補助額は、補助単価に施工箇所数を乗じて算出する額とします。

(1) 戸建住宅・低層集合住宅における補助額

(円。ガラス交換：1枚あたり。その他：施工箇所1箇所あたり)

工種	グレード	熱貫流率 (W/m ² ・K)	大きさの区分		
			大※ ¹	中※ ²	小※ ³
ガラス交換※ ⁴	S S	Uw1.1以下	48,000	30,000	8,000
	S	Uw1.5以下	32,000	21,000	5,000
	A	Uw1.9以下	26,000	17,000	4,000
内窓設置	S S	Uw1.1以下	124,000	84,000	53,000
	S	Uw1.5以下	84,000	57,000	36,000
	A	Uw1.9以下	69,000	47,000	30,000
外窓交換 (カバー工法)	S S	Uw1.1以下	183,000	136,000	91,000
	S	Uw1.5以下	124,000	92,000	62,000
	A	Uw1.9以下	102,000	76,000	51,000
外窓交換 (はつり工法)	S S	Uw1.1以下	183,000	136,000	91,000
	S	Uw1.5以下	124,000	92,000	62,000
	A	Uw1.9以下	102,000	76,000	51,000

※1 大：ガラス（一枚）の面積1.4m²以上。サッシ（一箇所）の面積2.8m²以上。

※2 中：ガラス（一枚）の面積0.8m²以上1.4m²未満。サッシ（一箇所）の面積1.6m²以上2.8m²未満。

※3 小：ガラス（一枚）の面積0.8m²未満。サッシ（一箇所）の面積1.6m²未満。

※4 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出。ドアに付くガラスの未交換の改修は対象外。

(2) 中高層集合住宅における補助額

(円。ガラス交換：1枚あたり。その他：施工箇所1箇所あたり)

工種	グレード	熱貫流率 (W/m ² ・K)	大きさの区分		
			大※ ¹	中※ ²	小※ ³
ガラス交換※ ⁴	S S	Uw1.1 以下	48,000	30,000	8,000
	S	Uw1.5 以下	32,000	21,000	5,000
	A	Uw1.9 以下	26,000	17,000	4,000
内窓設置	S S	Uw1.1 以下	124,000	84,000	53,000
	S	Uw1.5 以下	84,000	57,000	36,000
	A	Uw1.9 以下	69,000	47,000	30,000
外窓交換 (カバー工法)	S S	Uw1.1 以下	221,000	151,000	93,000
	S	Uw1.5 以下	150,000	102,000	63,000
	A	Uw1.9 以下	123,000	84,000	52,000
	B	Uw2.3 以下	89,000	61,000	38,000
外窓交換 (はつり工法)	S S	Uw1.1 以下	221,000	151,000	93,000
	S	Uw1.5 以下	150,000	102,000	63,000
	A	Uw1.9 以下	123,000	84,000	52,000

※1 大：ガラス（一枚）の面積1.4m²以上。サッシ（一箇所）の面積2.8m²以上。

※2 中：ガラス（一枚）の面積0.8m²以上1.4m²未満。サッシ（一箇所）の面積1.6m²以上2.8m²未満。

※3 小：ガラス（一枚）の面積0.8m²未満。サッシ（一箇所）の面積1.6m²未満。

※4 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出。ドアに付くガラスのみ交換の改修は対象外。

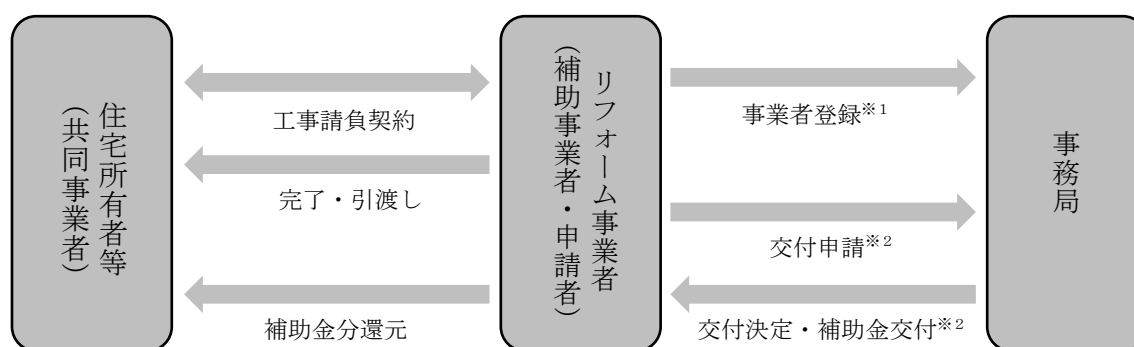
IV. 申請方法等

1. 事業の全体像

本事業は、リフォーム事業者が、住宅所有者等からの発注を受けて補助事業者となり、補助金を申請し交付を受けるものです。ただし、交付された補助金は住宅所有者等に全額還元される必要があり、申請にあたっては還元方法について、予めリフォーム事業者が住宅所有者等に説明し、住宅所有者等の同意を得るものとします。

リフォーム事業者は、本事業の参加にあたっては、所定の手続きにより「補助事業者」としての登録（「事業者登録」という。）を受ける必要があり、事業者登録後に着手するリフォーム工事を補助の対象とします。

<申請フロー図>



※1 事業者登録の時点で対象住宅の特定は不要です。事業者登録を申請した後に対象住宅のリフォーム着工が可能となります。契約は事業者登録の前でも可能です。

※2 完了・引渡しの後に交付申請が可能となります。

また、本事業は、「こどもエコすまい支援事業（国土交通省）」及び「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業（経済産業省）」と連携し、3省事業における申請のワンストップ対応を予定しています。

2. 申請者（補助事業者）

本事業の申請者（補助事業者）は、次の（1）に示すとおりとします。

（1）申請者（補助事業者）

✓ リフォーム工事 施工業者（工事請負業者）※1

※1 対象工事を複数の事業者が発注（分離発注）する事業は、1事業者（代表事業者）がすべての手続きと補助金の受領を代表して行う場合に限り、申請を行うことができます。共同事業者および他の工事請負業者が手続きに協力することが必要になりますので、ご注意ください。

○共同事業実施規約について

原則として工事請負契約の締結時に、補助事業者と共同事業者との間で補助事業の実施

や補助金の受取に関する取決め（共同事業実施規約）を締結し、交付申請時に提出する必要があります。

- ・規約の主な内容

- ✓ 必要な証明書類の提出など、協力して補助事業を実施すること。
- ✓ 補助金の受取方法（工事代金に充当又は補助事業者が一旦受領して住宅事業者等に引渡し）。
- ✓ 補助事業実施上の遵守事項を遵守すること。

3. 事業者登録

期間：令和5年1月中旬～遅くとも令和5年11月30日（予定）

登録は事業者単位（1事業者（法人又は個人事業主）で複数登録は不可。）。

【登録時に必要な主な事項】（予定）

項目	内容
事業者情報	法人：法人名称、法人番号／（必要書類）法人登記の登記事項証明書・法人の印鑑証明 個人：屋号、個人事業主の氏名／（必要書類）事業主の印鑑証明
事業内容	・実施予定のリフォーム事業の内容 ・受注可能エリア（都道府県を選択）
事業免許等	建設業許可／住宅リフォーム事業者団体登録 （許可業者／登録団体の構成員の場合）

※ 事業者登録申請日以降に着工したものでなければ補助対象となりません。

※ 登録した事業者のうち希望する者については、事務局のホームページ上で情報を公開します。

なお、令和3年度補正予算に基づく「こどもみらい住宅支援事業」において事業者登録を受けている者については、所定の手続きにより反対の意思表示がなされた場合を除き、本事業の事業者登録の希望を有することを表明したものとみなし、「本事業の事務局開設日（令和4年12月中旬予定）（開設日以降にこどもみらい住宅支援事業に登録申請した場合は、その申請日）」以降に着工したものが補助対象となります。（令和4年11月8日以降に契約を締結したものに限りです。）

また、交付申請を行うためには、本事業の事務局が選定された後、本事業の事務局が定める登録規約に同意の上、所定の手続きに従い上記に定める書類を提出し、事業者登録を完了する必要があります。（登録規約においては、リフォーム等による省エネルギー効果について消費者等に対する情報提供の要件を盛り込む予定です。予めご了承ください。）

4. 交付申請時期

- ✓ すべての工事の完了後

5. 交付申請期間

令和5年3月下旬～遅くとも令和5年12月31日（予定）

- ✓ 交付申請の締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。
- ✓ 予算の執行状況に応じて申請を締め切る場合、交付申請日が当該締め切り日に近い交付申請について、Ⅲに示す補助額から減じて、補助金を支払う場合があります。
- ✓ 交付申請に必要な提出書類については、「Ⅴ. 提出書類」をご確認ください。

○予約申請について（任意）

以下の期間は、工事着工後に交付申請の予約が可能です。予約によって補助金が一定期間確保されます。

令和5年3月下旬～遅くとも令和5年11月30日（予定）

- ※ 予約提出後3ヶ月以内かつ交付申請期間内に交付申請が無かった場合、その予約は取り消されます。
- ※ 予約の完了はあくまでも着工から交付申請までの期間に予算の確保をするためだけのものであり、交付申請可能な期間に交付申請を行って交付決定されない限り、補助金交付は確定されません。

6. 補助金の還元

補助金交付を受けた補助事業者は補助金を住宅所有者等に対して全額還元する必要があります。還元方法は、共同事業実施規約にて交付申請時に合意されているものに基づいた方法で行う必要があります。

V. 提出書類

提出書類は、現時点で想定している内容であり、今後変更となる場合があります。
必要書類や提出方法は、事務局が別に定める交付規程、マニュアル等を必ずご確認ください。

1. 事業者登録

事業者登録に提出が必要な書類は、次のAおよびB（法人の場合は、A～C）の書類を予定しています。

<法人以外>

- A. 事業者登録申請書（指定の様式）※印鑑証明書に登録された実印での押印が必要です。
- B. 印鑑証明書（発行から3か月以内のもの）

<法人の場合>

- C. 商業法人登記の写し（発行から3か月以内で、現在事項が確認できるもの）

2. 交付申請

提出書類について、以下に示します。

（1）交付申請

交付申請を行う際に提出が必要な書類は、次のA～Eのすべての書類です。（予定）

- A. 本補助金の利用について工事発注者が同意する共同事業実施規約（指定の書式）★
- B. 工事請負契約書の写し★
- C. 工事発注者の本人確認書類（個人：住民票の写し、運転免許証の写し等、法人：商業法人登記の写し等）★
- D. 対象工事内容に応じた性能を証明する書類※¹
- E. 工事着手したことがわかる写真★（予約申請時のみ）

※¹ 性能証明書（本事業実施のために新たに定めるもの）及び工事写真（工事前後）

★予約申請に必須とするもの

3. 提出先

書類の提出を含めた申請手続きは、事務局に対して、申請者がオンラインで行うものとします。

詳細については、今後選定される事務局が公表するマニュアルをご確認ください。

Ⅵ. 問い合わせ先

事務局が選定されるまでの期間は、以下において問い合わせをお受けします。

問い合わせ窓口

電話番号 0570-028-341 *通話料がかかります。

受付時間 平日 9:30~18:15 *土、日、祝日はお受けしておりません。

Ⅶ. 今後の予定

- ・対象となる建材・設備の公募^{※1}：令和4年12月中旬～遅くとも令和5年11月30日（予定）^{※2}
- ・事業者登録：令和5年1月中旬～遅くとも令和5年11月30日（予定）^{※2}
- ・登録事業者の公開：事業者登録後随時
- ・予約提出期間：令和5年3月下旬～遅くとも令和5年11月30日（予定）^{※2}
- ・交付申請期間：令和5年3月下旬～遅くとも令和5年12月31日（予定）^{※2}

※1 審査を終えたものから順次公開されます。

※2 締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。

本資料は令和4年12月1日時点のものです。今後修正を加えたものは経済産業省及び環境省のホームページ等において公表します。

(別紙)

他の補助金との併用について

原則として、本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。

なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。

具体的には、以下のとおりとします。

原則として、本事業と補助対象が重複する住宅（外構含む。）のリフォーム工事に係る国の他の補助制度との併用はできません。例外として、本事業で対象とするリフォーム工事の請負工事契約と、他の補助制度で対象とするリフォーム工事の請負工事契約が別である場合については、併用することができます。

また、本事業とワンストップでの対応を検討している「こどもエコすまい支援事業」（国土交通省）又は「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」（経済産業省）については、補助対象が重複しなければ併用が可能です。

住宅のリフォームに係る代表的な補助制度との併用の取扱いについては次のとおりです。

補助制度	併用可否
こどもみらい住宅支援事業（リフォーム支援に限る）	△（請負工事契約が別である場合は併用可）
長期優良住宅化リフォーム推進事業	△（請負工事契約が別 かつ 工期が別である場合は併用可）
戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省 CO ₂ 化促進事業	△（請負工事契約が別である場合は併用可）
次世代省エネ建材支援事業	△（請負工事契約が別である場合は併用可）
既存住宅における断熱リフォーム支援事業	△（請負工事契約が別である場合は併用可）
住宅エコリフォーム推進事業（補助金）	△（請負工事契約が別 かつ 工期が別である場合は併用可）
住宅・建築物省エネ改修推進事業（交付金）	△（請負工事契約が別 かつ 工期が別である場合は併用可）
「こどもエコすまい支援事業」（国土交通省）、「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」（経済産業省）	△（補助対象が重複しない場合は併用可）